

島原半島ジオパーク 基本計画・行動計画

(平成 26～29 年度)



島原半島ジオパーク協議会



基本計画の目的

基本計画は、島原半島に存在する台地の遺産を地域住民、行政、調査・研究機関及び民間団体等が協働して保全するとともに、教育への活用、地域の歴史や文化資源を対象とした特徴的で魅力的なジオツーリズムを通じて、持続可能な地域社会の活性化につなげていくことを目的に策定しています。今後、この基本計画に基づき、島原半島ジオパークの資質の向上を目指し、各主体により効果的かつ効率的に取り組んでいきます。

島原半島ジオパークの基本理念(目指すべき将来像)

島原半島ジオパークは、次の基本理念の下、未来に向かって火山の恵みと豊かな自然を保全し活用を進めることにより、日本ジオパークネットワークの先駆的でモデル的な存在としてジオパークの魅力を高めることができるよう、島原半島独自の火山と共生する持続可能な地域社会の実現を目指します。

- ・ 火山との共生
- ・ 大地の恵みの保全と活用
- ・ 自慢できるふるさとづくり
- ・ 日本ジオパークの中核的存在
- ・ 持続可能な運営

島原半島ジオパークのエリア

島原半島ジオパークのエリアは、雲仙火山を中心とした長崎県島原半島(島原市、雲仙市、南島原市)全体です。

1 保護・保全

島原半島ジオパークの基本方針に基づき、島原半島3市や国、県、調査・研究機関及び民間団体などがそれぞれ役割分担するとともに、地域住民や来訪者の協力を得ながら基本戦略によって基本理念の実現を目指します。具体的な役割分担やスケジュールは、行動計画に定め実行されます。

① ジオサイトの管理、利用、保全方針を明確化させることにより、効果的な保護・保全活動を目指します。

- ① 各ジオサイトの保全方針、利用方針、管理方針（ランク付けやゾーニング等も含む。）などを明確化することにより、わかりやすい保全と適正利用の指針を示します。
- ② 自然公園法・文化財保護法等の法律で担保されているエリアについては、適法な保全策を講じ、対象エリア以外で、盗掘やその他対策が必要なジオサイト等においては、自然公園法・文化財保護法等の法律で担保されたエリアに編入することで、地質・自然遺産の保全を検討します。
- ③ 各ジオサイトの保護・保全状態、保護・保全活動の実践状況等の定期点検を行い、必要に応じて改善策を講じます。

② 地域住民による保護・保全の取り組みを更に発展させることにより、保全活動の促進を目指します。

- ① 地域住民による自然や景観、文化、伝統の保全を促進するために、将来を担う子どもたちをはじめ地域住民が自然の恵みに触れる機会や貴重な地域資源である自然の価値への理解を深める機会をより多く創出します。
- ② 貴重な自然を次世代に伝えるための地域に根差した住民の自主的で具体的な保護・保全活動の実践を促すため、ジオサイトキーパー・保全サポーターの育成、住民参加型の保全活動の仕組みづくりなどに取り組みます。

③ ジオサイトの保全整備を促進するとともに、新たなジオ資源の掘り起こしを図ります。

- ① ジオサイトを楽しく学ぶことができるよう、解説板等について整備を推進します。
- ② ジオサイト周辺の遊歩道や案内表示板の整備など、利用動線の明確化を図り、不要な踏み込みや無秩序な利用によるジオサイトの劣化を防ぐとともに、ジオサイトの魅力と安全性をさらに高めるための活動に取り組みます。
- ③ 貴重な地質遺産がその価値が認識されないまま、ジオサイトとしての価値の低下を招くことのないよう、積極的に新規ジオサイトの掘り起こし等に努めます。

2 調査研究・教育

① ジオサイト等の調査・研究への支援及びジオパークを介しての大学や研究者と地域との連携を目指します。

- ① ジオサイトの現状や変化のデータ収集を行うとともに、新たなジオサイトの発掘を行うため、ジオサイト等の調査・研究への支援を行います。
- ② 関係機関のネットワークにより、連携してジオサイトのテーマ性や地域性など個性ある研究及び地域資源の持続的利用を目的とした調査を行います。

② 児童・生徒向け、教職員向け、住民向けなどそれぞれに応じた幅広い研修の実施を目指します。

- ① 小・中学生については、様々な自然体験を通じて、自然の恵みを体感させ、また、島原半島の成り立ちや自然の恵みを利用した知恵や文化、技術を伝えることによりジオパークの普及啓発を進めます。高校生については、生徒たちの自発的研究や調査を支援するとともに、発表の機会を創出します。
- ② ジオパーク活動の気運を高め、ジオパークに関する幅広い知識を修得するために、一般人を対象とした市民ジオツアー、シンポジウム、講演会等を開催します。
- ③ 教職員が大地の遺産の重要性を伝えるため、小中学校のカリキュラムにおいて郷土の地質、地形、自然地理、歴史文化について取り組めるよう研究・開発を行います。
- ④ 噴火災害の伝承と火山との共生について、火山遺構を保全するとともに、火山との共生の歴史を語り継ぐことにより防災教育を推進し、将来の災害への備えにつなげます。

③ インタープリターとしてのジオガイドの養成を図るとともに、島原半島ジオ検定制度の設立を目指します。

- ① 新規のジオガイドの養成を進めるとともに、すでに活動しているジオガイドの資質の向上を図るため、スキルアップの研修を進めます。
- ② 地域住民が自らの地域の素晴らしさを感じ、ふるさとの文化や大地の遺産を大切にし、来訪者におもてなしの心をもって説明できる「市民誰もがジオガイド」を推進します。
- ③ 島原半島ジオパークを学ぶ機会を広く提供し、ジオパークに対する意識を高めてもらうとともにジオパークガイドの育成を目的として、島原半島ジオ検定制度を設立します。

3 観光・地域振興

① ジオツーリズムの拡大により、 島原半島を訪れる観光客の増加を目指します。

- ① ジオパークと既存の観光資源とを結び付け、活用することにより、地域資源を活かした個性豊かな魅力ある着地型旅行商品の開発を行い、周遊・滞在型の観光地づくりを行います。
- ② 来訪者がジオパークについて学習し（ジオパーク体感プログラム）、修了者には修了証を交付するジオパーク大学（仮称）の創設を推進します。
- ③ 海外からのお客様を視野に入れ、人材育成、地域住民の参加によるおもてなしなど、島原半島が一体となった国際観光地づくりを行います。
- ④ ガイドコーディネーターによるジオガイドの運用を確立し、国内外からの要請に即応できる体制づくりを進めます。
- ⑤ ジオパーク関連施設の各管理者は、必要に応じた利用施設の整備および展示施設の新設、更新を行います。
- ⑥ 平成新山を間近に観察することができる新しい登山道の整備に取り組み、ジオパークの新たな観光資源として活用します。
- ⑦ ジオパーク関連の各施設においては、インフォメーション機能等を充実させるとともに関係施設間のネットワーク化を図ります。

② 島原半島の農業、漁業、商工業、観光業の融合を促進し、 特色ある産業をつくり出す地域づくりを目指します。

- ① 農業、漁業、商工業、観光業といった個別の産業の振興に加えて、ジオパークの地域資源と様々な産業を結びつけ、相乗効果を高めるとともに、官民がアイディアを出し合うことで、ジオパークに関連した観光メニューや物産の開発を行います。
- ② ジオツーリズムを通じて、地域の特性やそれが育んだ歴史・生活文化を観光と融合させ、観光ツアーや体験学習など多彩な旅行商品メニューの開発による観光産業の振興を図ります。

③ 国際化を視野に入れ、 国内外への地域情報発信の強化を図ります。

- ① 情報媒体を効果的に活用し、国内外への情報発信の充実を図ります。
- ② 地域情報やアクセスを充実させた総合ガイドブックやプロモーションDVD等を作成し、これらを活用した国内外への観光客誘致活動を行います。

島原半島ジオパーク 基本計画

基本理念

(島原半島ジオパークの目指すべき将来像)

- 1) 火山との共生
- 2) 大地の恵みの保全と活用
- 3) 自慢できるふるさとづくり
- 4) 日本ジオパークの中核的存在
- 5) 持続可能な運営

緑太字: 日本ジオパーク委員会からの指摘事項に対する項目

茶太字: 世界ジオパークネットワークからの指摘事項に対する項目

黒太字: 日本ジオパーク委員会および世界ジオパークネットワークからの指摘事項に対する項目

基本方針・戦略

(1) 保護・保全

(基本理念の2)・5)に対応)

1. ジオサイトの管理計画の策定
2. ジオサイトの整備
3. ジオサイトの定期的な点検および保全

(2) 調査研究・教育

(基本理念の1)・2)・3)・4)に相当)

1. 学術関係者等が行うジオサイトの学術研究への支援・協力
2. 学術研究成果の地域住民への還元促進
3. ジオパークを活用した学校教育の促進
4. ジオパークを活用した生涯学習の促進
5. ジオパークガイドの養成
6. ジオパークガイドのスキルアップ

(3) 観光・地域振興

(基本理念の2)・3)・4)・5)に相当)

1. 地域住民のジオパーク活動への積極的な参画の促進
2. 観光客を呼び込む営業活動の強化(含外国人観光客)
3. 観光客の受入態勢の整備
4. メディア等を活用したジオパークのPR活動の活性化
5. ジオパークを周遊するモデルコースや魅力ある旅行商品の開発支援
6. 日本および世界のジオパークネットワークへの貢献

島原半島ジオパーク 行動計画 (H26～29 年度 概略版)

主な事業

- (1)-1 保全すべきジオサイト(露頭や被災遺構以外も含む)の優先順位の決定
- (1)-2, 3 ジオサイト(露頭や被災遺構以外も含む)の整備と管理(定期的な点検)
- (1)-3 「ジオサイトクリーン作戦」の実施
- (1)-2 ジオサイトの保護・保全を呼びかける啓発看板の設置
- (1)-3 ジオサイトにアクセスする登山道の維持管理およびパトロールの実施
- (1)-3 キリスト教関連遺産の保全事業と連携したジオサイト保全の実施

- (2)-1 島原半島を対象とした学術研究(地形地質、経済、観光、歴史、自然エネルギー開発等)への支援
- (2)-1 島原半島内の地域資源(ジオサイト)の掘り起こし事業の実施
- (2)-1 噴火災害に関する資料の作成と整理の推進
- (2)-2, 4 島原半島で行われた学術研究の成果の地域住民への還元(専門家による講演会やジオツアーの開催など)
- (2)-3 小中学校における地域資源(ジオサイト)の教材化への協力・支援
- (2)-3 小中学校におけるジオパーク学習の協力・支援
- (2)-1, 3 高等学校におけるジオパーク研究への支援
- (2)-4 地域住民向けのジオパークの概念および地域遺産の価値の普及啓発活動の実施
- (2)-5 ジオパークガイドの養成と認定

- (3)-1 地元事業所や飲食店などを対象とした、ジオパークサポーター講座の開催
- (3)-1 地域住民を主な対象とするジオツアーの開催
- (3)-1 関連団体や住民が企画・参加するイベント(ジオ・マルシェ、自然観察や歴史的エピソード、民話を題材としたジオツアー等)への支援
- (3)-1 地元産の農水産物およびそれらを活用した加工品の“ジオブランド”化の推進
- (3)-1 ジオパークのロゴやマスコットを活用した商品開発への支援
- (3)-2 島原半島への観光客の誘致活動(修学旅行を含む)の実施
- (3)-3 電照看板、歓迎看板、総合案内板、道路誘導標識の設置
- (3)-3 宣伝資材(パンフレット等)およびノベルティグッズの製作と配布
- (3)-3 ジオパークガイドのコーディネート事業
- (3)-3 外国人観光客に対する接遇対策事業
- (3)-3 ジオパークの関連施設の連携を促進する事業の実施
- (3)-3, 5 魅力ある着地型旅行商品(体験型イベントおよびウォーキングコース)の開発支援
- (3)-4 テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアや、ホームページやSNSなどのインターネットを活用した島原半島ジオパークの情報発信



島原半島世界ジオパーク 公式マスコット
「ジオくん」(左)とその妹「ジーナちゃん」(右)

＜島原半島ジオパーク協議会＞事務局

〒855-0879 長崎県島原市平成町 1-1 がまだすドーム内

TEL 0957-65-5540 FAX. 0957-65-5542

E-mail info@unzen-geopark.jp